

平成 28 年 11 月 善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 28 年 11 月 21 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明願について

5. そ の 他

次回開催 12 月 19 日 (月) 16 時 00 分～

現地調査 同 日 14 時 30～

農業相談 同 日 10 時～

6. 閉 会

平成28年11月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成28年11月21日（月） 13時29分～
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員， 2 谷口義弘委員， 3 川田治弘農地専門部会長， 4 渡辺政幸委員， 5 佐柳博秋委員， 6 遠山建治委員， 7 瀬川治農地専門部会長職務代理者， 8 山地孝義委員， 9 増田アサミ委員， 10 大川善四郎委員， 11 大西光義委員， 12 尾上一美委員， 13 堀井伸一委員， 14 香川貞行委員， 16 土居信雄委員， 15 南光紀夫農政専門部会長， 18 原巧農政専門部会長職務代理者， 19 三原正子委員， 20 籾内實委員， 21 近藤正三会長職務代理者， 22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 17 近藤隆委員
6. 傍 聴 人 なし
7. 事 務 局 参事 大喜多 敬一， 局長 平田 和明， 次長 芦辺 龍史
8. 議 案 議案第1号 農地法第18条第6項貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 非農地証明願について
9. 議 事
局 長 皆さん， こんにちは。定刻がまいりましたので，ただいまから，平成28年11月の定例会，農地専門部会を始めます。まず初めに，立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長， よろしくお願ひします。
会 長 （立石会長挨拶）
局 長 ありがとうございます。それでは，議事の進行につきましては，川田農地専門部会長， よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

皆さん， こんにちは。ただ今から11月の農地専門部会を進めて行きたい

と思いますので、よろしく申し上げます。本日の議事録署名人には、議席第20番の藪内委員さんと、第1番の高田委員さん、よろしくお願いいたします。それでは、早速、議案審議に入りたいと思います。まず、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、○件の案件でございます。

番号○ですが、本件は、議案書の2ページ、議案第2号、番号○と関連しております。当該地の、○○町字○○○、○○○○番、登記地目及び現況地目が○である○筆、○○○○㎡において、賃貸人である○○氏と、賃借人である○○氏との間で話が整い、残存小作による賃貸借契約を、合意による解約をするもので、本合意解約後は、議案第2号、番号○においてお諮りいただくこととなりますが、農地法第3条の所有権移転を行うこととなっております。また、本申請地は、農業振興地域内の、第○種農地であり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、特に問題は無いと考えます。以上○件、登記地目は○が○筆、○○○○㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告につきましては、原案のとおり、決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願い

します。

局長 それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。本件の議案第2号、番号○につきましては、農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、原農政専門部会長職務代理者の退席をお願いいたします。

(原農政専門部会長職務代理者 13時35分退室)

局長 それでは、番号○ですが、本件は、先月の農地専門部会の議案第1号、番号○において、残存小作の合意による解約として、お諮りいただきました案件の農地で、その後、当該地である、○○○町字○○○○、○○○○番、登記地目及び現況地目が○である○筆、○○○○㎡の所有権移転売買を行うものであります。譲受人は、年間○○○日間、農作業に従事しており、市内に農地を田畑合わせて○筆、経営農地面積が○○○○㎡と、下限面積要件を満たしており、また不耕作地もなく、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は、農業振興地域内の第○種農地であります。以上○件、登記地目は○が○筆、○○○○㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号○の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうちの、番号〇につきましては、原案のとおり決定をいたします。原農政専門部会長職務代理者の入室を認めます。

(原農政専門部会長職務代理者 13時37分入室)

川田農地専門部会長

それでは引き続きまして、議案第2号の残り、番号〇から順次、事務局より説明をお願いします。

局長 それでは、番号〇であります。本件は、譲渡人である〇〇氏の労働力不足と、譲受人である〇〇氏の経営規模拡大に伴う、所有権移転売買であります。譲渡人は、現在、本市内において、田畑合わせて〇〇筆、〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、高齢となり、また農業後継者もなく、所有農地の内、〇〇〇〇㎡を〇〇〇町の〇〇〇〇氏との間で利用権設定を結んでおりますが、農地を維持管理していくことが難しくなってきたところ、今般、譲受人との間で、売買の話がまとまったため、当該地である、〇〇〇町字〇〇、〇〇〇〇番〇、〇、〇〇〇㎡、並びに同所〇〇〇〇番〇、〇、〇〇〇㎡の所有権移転売買に及んだものであります。譲受人は、父親と、祖父母の〇人で、農作業に従事しており、自己所有農地は〇〇筆、経営農地面積が〇〇〇〇〇㎡と、下限面積要件を満たしており、貸付地や借入地もなく、また不耕作地もなく、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域内の第〇種農地であります。

次に番号〇であります。本件は、先ほどの番号〇と同様に、譲渡人である〇〇氏の労働力不足と、譲受人である〇〇氏の経営規模拡大に伴う、所有権移転売買の案件であります。譲渡人は、現在、本市内において、田畑合わせて〇筆、〇〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、高齢となり、また農業後継者もなく、所有農地の内、〇〇〇〇㎡を地元の認定農業者である〇氏や、〇〇町の〇〇氏との間で、利用権設定を結んでおりますが、自己所有農地を維持管理していくことが難しくなってきたところ、今般、譲受人

との間で、売買の話がまとまったため、当該地である、〇〇〇町字〇〇、
〇〇〇〇番〇、〇、〇〇〇㎡、並びに同所〇〇〇〇番〇、〇、〇〇〇㎡の
所有権移転に及んだものであります。譲受人の説明については、先ほどと
同じでございますので、省略させていただきます。本件は、提出書類に不
備もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無い
と考えております。なお、本申請地は農業振興地域内の第〇種農地であり
ます。

次に番号〇ですが、本件は、議案書の〇ページ、議案第4号、番号〇と少
し関連しております。本日の農地専門部会の議案第4号において、お諮り
いただきますが、本申請地は、5条許可申請の際に、農地の形状を整える
ために分筆した、譲渡人である〇〇氏が所有する農地の、残地の部分であ
ります。譲渡人は、高齢で、現在は本市内のケアハウスに入所しており、
本申請地を休耕田とし、また、自己所有農地〇筆の維持管理について苦慮
していたところ、今般、5条の所有権移転売買とともに、本申請地につい
て経営規模の拡大を計画している譲渡人との間で話が整い、所有権移転売
買の申請に及んだものであります。譲受人である、〇〇氏は、市内に自己
所有農地を田畑合わせて〇〇筆、〇〇〇〇〇㎡を所有し、年間〇〇〇日間、
農作業に従事しており、主に〇〇と〇〇を作付けしております。また、貸
付地や不耕作地もなく、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条
第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えております。なお、
本申請地は農業振興地域内の第〇種農地であり、所有権移転後は、譲受人
が〇〇を作付けすることとなっております。

次に番号〇ですが、本件は、先程の議案第1号、番号〇でご説明いたしま
した、小作の合意による解約後の所有権移転売買であります。本申請地の
譲渡人は〇名で、〇筆の申請地の内、〇〇町字〇〇〇、〇〇番〇、登記地
目及び現況地目が〇、〇〇〇㎡と、同所〇〇〇〇番〇、〇、〇〇㎡は、〇
〇氏の所有する全ての農地であり、同所〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況
地目が〇、〇〇〇〇㎡を所有する、〇〇氏は、当該地以外にも田畑合わせ
て〇筆を所有しておりますが、子供たちは市外に転出しており、所有する
農地の〇筆を、今回の譲受人並びに、地元の認定農業者である〇〇〇〇氏

と権利設定を行い、農地の貸し付けを行っている状態であります。また、同所〇〇〇〇番、登記地目及び現況地目が〇、〇〇〇〇㎡の所有者である〇〇氏は、〇〇市に在住で、農地の維持管理が難しく、農業経営の縮小を検討していたところ、今般、譲受人である、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との間で売買の話がまとまり、農地の所有権移転売買に及んだものであります。譲受人である〇〇氏は、平成〇〇年に会社を設立し、主に農産物の〇〇、〇〇、〇〇を行う、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役であり、農地所有適格者法人であります。所有する農地は、借入農地の〇筆で、農業経営面積が〇〇〇〇㎡と、下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えております。なお、農地の取得後は、〇〇〇を作付けする予定であり、本申請地の〇筆とも、農業振興地域内の、第〇種農地であります。以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇〇〇㎡、〇が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、番号〇から番号〇につきましては、原案のとおり、決定をいたします。続きまして議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局長

それでは、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。

番号〇ですが、本件は、先ほどの、議案第2号、番号〇の3条申請におい

て、申請者の所有する農地の耕作状況について確認しましたところ、当該地である、〇〇〇町字〇〇〇、〇〇〇〇番〇、〇、〇筆、〇〇〇㎡の一部において、農作業用の〇〇を建築しており、また、〇〇〇用地として使用している部分が判明したため、今回の3条申請での農地を取得する際の、要件のひとつである、全部効率利用要件の、すべてを効率的に利用して農地又は養畜の事業を行うと認められない農地であるため、今般、是正すべく、〇〇住宅の敷地拡張として、農地転用の申請に及んだものであります。申請者は、本件の併せ利用地である、宅地において、昭和〇〇年に、建築面積〇〇〇〇〇㎡の既存の〇〇を建築し、その後、平成〇〇年に、現在の母屋〇〇〇〇〇㎡を新しく建築した後、当該申請地に、平成〇〇年〇月頃、建築面積〇〇〇〇㎡の農業用〇〇を建築し、また、残地部分の一部を〇〇〇〇用地として利用していたものであり、農地法について熟知せず、許可を得ずに、無断で農地以外の用途に供する転用行為を行っていたため、違反転用の始末書を徴しております。本申請地は、農業振興地域から外れている、第〇種農地であり、提出書類に不備もなく、既に無断転用行為ではありますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむおえないと考えております。

次に、番号〇であります。本件は、番号〇と申請者が同じで、事業目的も同じ営農型発電設備の4条許可申請であるため、一緒にご説明させていただきます。本件の〇〇町の農地は、平成〇〇年〇月に、〇〇〇町の農地は、本年〇月と〇月に、〇〇町の農地は、本年〇月に、それぞれ3条許可申請において、農地の維持管理が出来なくなった土地所有者から、申請者である〇〇氏が所有権移転売買を行った農地であります。申請者は、本申請地が農業振興地域内の農地で、除外することや、農地の転用を行うことが難しいこと、また、県の審査基準にある、農地の取得後は、3年間、営農を行うこと等を知らずに、当該地に太陽光発電設備を設置すべく、既に経済産業省の認定や、四国電力との連携系統及び電力需給契約を申し込んでおり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の改正により、早期に接続契約の締結を行うこととなったため、当該地である、登記地目及び現況地目が〇である〇筆、合計面

積が〇〇〇〇㎡において、農地に支柱を立て、営農を継続しながら、その上部の空間に太陽光発電設備を設置するものであります。営農型発電設備は、一時転用の扱いとなり、期間は、当該一般的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいうもので、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内の期間となっており、また毎年2月に農作物の状況報告書を県農政課まで提出することとなっております。転用面積は、番号〇と、番号〇を合わせて、太陽光パネルの支柱〇〇〇本分の〇〇㎡と、発電設備を稼働させるための電柱〇本分の面積〇〇〇㎡の、合計〇〇〇㎡で、当該申請地において、太陽光パネル〇〇〇〇枚を設置し、年間推定発電量〇〇〇〇〇〇〇kwhを発電し、全量を四国電力に売電する予定であり、下部農地においては、〇〇〇〇〇〇を作付けするものであります。太陽光発電設備の下部の〇〇〇〇〇〇〇〇の作付けについては、主に申請者と、申請者の〇〇が行う予定であります。香川県果樹栽培指導指針において、気温条件は県内全域で栽培可能と記されており、また、本転用申請書類に添付されている営農見込み書の知見を有する者の意見や、他県でも営農型発電設備の下部において栽培されている事例もあること、撤去に要する費用負担の資金や、誓約書も徴していることから、特に問題は無いと考えます。なお、〇〇〇〇〇〇の出荷先については、申請者の知人である〇〇〇店へ出荷する予定であります。当該農地は第〇種農地で、現在は何も作付けされておられません。

以上〇件、登記地目は〇が〇筆、〇〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請、番号1について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。〇〇〇町でございますので、原農政専門部会長職務代理者、よろしくお願ひします。

原農政専門部会長職務代理者

先日、地元の農業委員さんと一緒に現地の確認を行いました。隣接者ともお会いし話を伺ってきましたが、別に問題ありません。よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今の案件につきまして、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号〇につきまして、〇〇町と〇〇〇町でございますので、土居委員さんと山地委員さんから、それぞれご意見をお伺ひします。よろしくお願ひします。

土居委員 はい。本件の申請者と先日お会いしてきました。営農型発電の主旨や、一時転用の主旨の確認と、下部において栽培する作物の確認をしてきました。この案件につきまして、特に問題はございません。よろしくご審議をお願ひします。

川田農地専門部会長

はい。ありがとうございました。続きまして山地委員さん、お願ひします。

山地委員 〇〇〇町の案件でございますが、2.5 mの高さの太陽光発電設備の下で、〇〇〇〇〇〇を作付けするもので、以前に、重機で造成する際に、農道も一緒に除けてしまい、近隣の方から苦情を受け、工事が中断した経緯がありました。今回はそのようなこともなく、土地利用計画に基づいて太陽光発電設備を設置するとのことで、特に問題はございません。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今の番号〇の案件につきまして、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号〇につきまして、〇〇町でございますので、渡辺委員さん、よろしくお願ひします。

渡辺委員 先日、佐柳委員さんと一緒に現地を見て来て、北側の隣接農地の耕作者の方ともお会いし、話を聞いてきましたが、距離があるため、特に日陰にもならず、何も問題はございません。よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいまの議案第3号につきまして、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、議案第3号、農

地法第4条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請つきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、○件の案件でございます。番号○であります。本申請地である、○○町字○○、○○○○番○の、登記地目が○で、現況課税地目が○○○○○の○筆、○○㎡は、昭和○○年に、譲渡人である○○氏の父親と、譲受人である○○氏の養父との間で、本件の併せ利用地で、当該地の南側に位置する、譲受人が所有する農地で、○○町字○○、○○○○番○、○、○○○○㎡への○○○用地として、金銭による売買を行い、現在に至るまで○○への○○○として利用していたもので、今般、所有権移転登記が行われていなかったことが判明し、始末書を添えて、農地転用の申請に及んだものであります。譲受人は、市内に○を○筆、○○○○㎡を所有しており、その内の○筆である、本件への併せ利用地で、○○○等が○○出来る広さの○○○としては、当該地しかなく、併せて利用する土地の利用が見込めること、面積的にも妥当な広さであることや、○○○の利便性の向上に繋がることなど、既に無断転用行為ではあります。始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむおえないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域から外れている、第○種農地であります。

続きまして、番号○ですが、本件は平成○○年○月に、5条許可申請にお

いて、本農地専門部会にお諮りいただきました案件で、〇〇〇町〇丁目、
有限会社〇〇〇〇〇が、分譲住宅〇棟を建築するという転用目的で、県知
事から許可を受けましたが、後日、譲受人より取消願いが提出され、同年
〇〇月〇日に受理された案件であり、今回、譲受人が〇〇氏に変更し、再
度、農業振興地域からの除外手続きを行い、〇〇〇〇用地として転用申請
に及んだものであります。譲渡人である、〇〇氏は、高齢で、現在は本市
内のケアハウスに入所しており、所有農地は休耕田となっている状態であ
ります。譲受人である〇〇氏は、本市内において、主に〇〇〇及び〇〇類
の〇〇業を営んでいる、有限会社〇〇〇〇の代表取締役であり、〇〇町の
〇〇や事務所、〇〇置場以外にも、〇〇市〇〇町〇字〇〇、〇〇〇番地〇
の、約〇〇〇〇㎡の土地を親類から借り受け、〇〇〇〇用地として使用し
ておりましたが、土地の所有者が別の用途に利用することとなったため、
新たに同等の広さの土地を探していたところ、今般、譲渡人との間で売買
協議がまとまり、譲渡人である、〇〇氏の所有農地の一部分も含めた、当
該申請地である、〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が
〇である〇〇〇㎡、並びに同所〇〇〇番〇の分筆後の〇、〇〇㎡の、合計
〇〇〇㎡において、〇〇〇〇用地として、〇〇用の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇
〇置場、小型〇〇の保管スペースとして利用するものであります。本申請
地は、譲受人の会社からも近く、規模的にも妥当な広さであり、〇〇業で
はありますが、〇〇〇〇等の置場として利用するため、〇〇〇〇や〇〇な
どを使用しないことや、近隣の農地所有者から、本転用についての同意書
も添付されていることなどから、特に問題は無いと考えます。なお、本申
請地は、農業振興地域からの除外について、事前協議を平成〇〇年〇月〇
〇日、本協議を同年〇月〇〇日に終えている、第〇種農地であり、分筆後
の残地については、先程の議案第2号、番号〇の、3条許可申請において、
お諮りいただきましたとおりでございます。以上〇件、登記地目は〇が〇
筆、〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて
進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い
申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、番号〇から、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。まず、〇〇町でありますので、瀬川農地専門部会長職務代理者、よろしくお願ひします。

瀬川農地専門部会長職務代理者

先日、譲渡人と譲受人宅を訪問して話を聞いて、現地確認もしてきました。特段問題はありません。よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇につきまして、〇〇町でございますので、渡辺委員さん、よろしくお願ひします。

渡辺委員 先日、佐柳委員さんと一緒に現地の確認をしました。関係者とも話をしましたが、別段問題はございません。よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいまの2つの案件につきまして、それぞれ地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第5号、非農地証明願についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第5号、非農地証明願について、議案書の5ページで、〇件の案件でございます。

本件は、証明を受けようとする土地である、登記地目が〇の、〇〇㎡につ

いて、平成〇〇年〇月頃より、肥料や、農機具の保管用の倉庫として使用しているものであります。当該地は、平成〇〇年〇月に、〇〇町字〇〇、〇〇〇〇番〇、〇、〇〇〇m²の、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が所有する農地に、農地法第5条許可申請の賃借権を設定して、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇の集出荷施設を建築するための転用申請の以前に、〇〇町字〇〇〇、〇〇〇番〇〇、〇、〇〇m²として分筆された農地であります。農地法施行規則第29条第1号の規定による、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合）に該当する。また、非農地証明事務処理要領準則第3項第2号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（農機具倉庫）の用に供する場合に該当し、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお、本申請地は農業振興地域から外れている、第〇種農地で、既に現況課税は宅地課税となっており、農業経営施設としての用に供して使用しているため、本申請について、特に問題は無いと考えます。以上〇件、登記地目は、〇が〇筆、〇〇m²の案件であり、提出書類に不備もなく、許可が相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第5号、非農地証明願について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。〇〇町でありますので、渡辺委員さん、よろしくお願います。

渡辺委員

先日、佐柳委員さんと一緒に現地調査を行い、関係者ともお会いして話を聞いてきましたが、特に問題はございません。よろしくご審議をお願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今の案件につきまして、地元の農業委員さんは、特段問題無いということです。それでは議案第5号、非農地証明願について、皆様方より、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上で本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから全体を通して他に何かご意見、ご質問等はありませんか。

(全委員意見質問無し)

川田農地専門部会長

ご質問等が無いようであれば、これで11月の農地専門部会をこれで終了したいと思います。皆様、大変お疲れ様でした。

閉会時刻 14時 19分